

# 船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第113号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年11月8日 07時35分ごろ
発生場所	熊本県上天草市永浦島北東方沖 天草大矢野橋橋梁灯（C1灯）から真方位274° 110m付近 （概位 北緯32° 32.70′ 東経130° 25.30′）
事故等調査の経過	平成26年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート がらかぶ、1.8トン（長さ6.17m） 282-19697熊本、個人所有 B プレジャーボート KURUMI、5トン未満（長さ4.65m） 252-17222熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部トランサムステップに擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂、船外機に濡損
事故等の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、船長Aが操舵室で立って手動操舵を行い、永浦島北東方沖を西進した。 船長Aは、左舷前方に西進するB船を視認し、B船の右舷後方を航行していたところ、B船が右転してA船の前路に向かう態勢となったのを認め、機関を中立運転とし、右舵一杯を取った。 A船は、平成26年11月8日07時35分ごろ、左舷船尾部とB船の右舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、船長Bが操舵室で座って手動操舵を行い、約14ノットの対地速力で、永浦島北東方沖を西進した。 船長Bは、B船の右舷側を追越し船が通過したので、横から引き波を受けないよう進路を少し左に向けた後、進路前方に浅瀬があったので減速した。 船長Bは、引き波が落ち着いたので、元の進路に戻ろうと右舵を取ったところ、A船と衝突した。 A船はB船の乗船者を救助して自力航行し、B船は付近にいた漁船にえい航され、それぞれ上天草市大矢野町の貝場漁港へ向かった。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故後、十分に船間距離を保って、B船の動きをじっくり観察しながら、いつでも止まれる様な速度で航行すれば良かったと思った。</p> <p>船長Bは、右舷前方及び右舷正横方の確認を行ったが、右舷後方を確認せずに右舵を取った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、永浦島北東方沖を西進中、船長Aが、左舷前方を先行するB船との船間距離を十分にとっていなかったことから、B船の右転を認めたものの、避航動作が間に合わず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、永浦島北東方沖を西進中、船長Bが右舷後方の見張りを行っていなかったことから、右舵を取ってA船の前路に向けて航行する態勢となり、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、永浦島北東方沖において、A船及びB船が共に西進中、船長Aが、左舷前方を先行するB船との船間距離を十分にとっていなかったため、B船の右転を認めたものの、避航動作が間に合わず、また、船長Bが右舷後方の見張りを行っていなかったため、右舵を取ってA船の前路に向けて航行する態勢となり、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転舵する際は、後方を確認してから行うこと。</li> <li>・ 前方を航行する船舶がいる場合は、十分に船間距離を保ち、いつでも避航できる速度で航行することが望ましい。</li> </ul>